

ケーブルプラス電話利用規約

第1条(総則)

ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)は、KDDI株式会社及び JCOM 株式会社（以下あわせて「KDDI等」といいます。）が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「ケーブルプラス電話利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス(以下、単に「電話サービス」といいます。)に関する端末設備の提供および当社所定の工事(以下あわせて「本サービス」といいます。)を行います。

2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、提供条件は変更後の規約によります。

第2条(用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、次のとおりとします。

- (1) 端末設備貸出サービス
当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客様(第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。)に貸与するサービス
- (2) 工事サービス
電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の屋内・屋外配線、端末装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

第4条(利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

3. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込者とKDDI等の間において電話サービスに係る契約(以下「電話契約」といいます。)が締結されていない場合。

(2) 申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。

(3) 申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合。

(4) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。

(5) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条(申込みの撤回等)

申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、当社所定の方法によりその申込みの撤回を行うことができます。

2. 前項の規定による申込みの撤回は、前項所定の方法により申込者からの通知を当社が受領したときにその効力を生じます。

3. 第1項の規定により申込みの撤回を行なった者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行なった場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4. 前項の規定にかかわらず利用契約後、本サービスの利用に必要な工事が着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条(端末設備貸出サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条(工事サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、本サービスの利用に必要な屋内・屋外配線、端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「工事サービス」という)、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

第8条(お客様の工事協力)

お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。

2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. お客様は、電話接続用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. お客様は当社が提供した端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条(工事費)

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」という)を当社に支払う義務が発生します。

第10条(KDDI等に係る債権の譲渡等)

当社は、お客様に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の債権(以下、「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDI等は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条(請求と支払等)

お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行うものとします。

2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。

3. お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

4. お客様が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.6%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条(ケーブルプラス電話サービスの利用停止)

当社は、ケーブルプラス電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのケーブルプラス電話サービスに係る料金、その他の債務(本規約、及び約款によって支払を要することとなったもの)に限りません。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのケーブルプラス電話サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日経過後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

(2) 第13条(利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、ケーブルプラス電話接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) ケーブルプラス電話接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をケーブルプラス電話接続回線から取り外さなかったとき。

(5) 前各号のほか、本規約、約款、料金表等の規定に反する行為であって、ケーブルプラス電話サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2. 当社は、複数のケーブルプラス電話契約を締結しているケーブルプラス電話契約者が、そのいずれかのケーブルプラス電話契約において、第13条(利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務)の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのケーブルプラス電話契約に係るケーブルプラス電話サービスの利用を停止することがあります。

3. 当社は、前2項の規定によりケーブルプラス電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をケーブルプラス電話契約者に通知します。

ただし、第1項第2号又は前項の規定によりケーブルプラス電話サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第13条(利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務)

ケーブルプラス電話契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がケーブルプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がケーブルプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 当社がケーブルプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ケーブルプラス電話サービスを利用しないこと。

2. ケーブルプラス電話契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第14条(利用契約の終了)

当社は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用規約を解除することができるものとします。

2. お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。

3. お客様とKDDI等の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。

4. 利用契約の終了に伴い、当社はお客様と協議の上、当社が施工したお客様の屋内・屋外配線、端末設備等を撤去し、お客様はその撤去にかかる工事費を支払うものとします。撤去に伴い、お客様が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を行う場合、その回復にかかる回復費用はお客様の負担にて行うものとします。

5. 利用契約の終了に伴い、電話サービスに係る電気通信番号は消失します。

6. 利用契約の終了に伴い解約する場合、お客様は工事に関する費用の分割支払金の残余期間の債務(以下「工事費残債」といいます。)の支払を要します。

第15条(最低利用期間)

本サービスには、最低利用期間はありません。

第16条(利用契約に係る契約者情報の利用)

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る申込み、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の加入約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第17条(協議)

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則 本規約は平成20年4月7日より適用します。

附則 本改正規約は平成22年11月1日より適用します。

附則 本改正規約は平成24年1月1日より適用します。

附則 本改正規約は平成24年7月1日より適用します。

附則 本改正規約は平成26年4月1日より適用します。

附則 本改正規約は平成27年4月1日より適用します。

附則 本改正規約は令和4年7月1日より適用します。

附則 (実施日)この改正規定は2023年12月1日から実施します。ただし、この改正規定中、ケーブルプラス電話の提供者がKDDI株式会社からJCOM株式会社に承継となることによるものについては、2024年1月1日から実施します。

別紙

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. ホームゲートウェイ機器の貸出
- (1)当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。
2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
- (1)当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所（但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4)当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。
3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等
- (1)お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移動してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
- (3)お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」といいます。）を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。
- (4)前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。
4. ホームゲートウェイ機器の返還等
- (1)お客様は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返還が必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。
- (2)ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

5. 責任の範囲

- (1)当社およびKDDI等（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (2)当社等は、端末設備の修理等にあって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4)当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表1
※料金表記載の税込価格は、消費税率10%に基づくもので、税率の引き上げに応じて変更されます。
[工事費(税込)]

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態
				戸建住宅、集合住宅(個別引込み)
本サービスの利用開始	FTTH サービス既加入者	追加工事	1ケーブル プラス接続 回線ごと	6,600円 (税抜6,000円)
	FTTH サービス未加入者	新規工事		

別表2
※料金表記載の税込価格は、消費税率10%に基づくもので、税率の引き上げに応じて変更されます。
ホームゲートウェイ機器購入代金相当額 1端末ごと(税込)

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	20,000円(不課税)
--------------------	--------------